

令和6～7年度募集分 特定施設入居者生活介護 選定基準

No	評価項目	具体的な視点	配分	配点
<b>1 法人の状況（配分 20 点）</b>				
	介護付き有料老人ホーム等の運営実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内で運営する介護付き有料老人ホームの稼働率が 90%以上の法人</li> <li>・募集に申し出た住宅型有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅の稼働率が 90%以上の法人</li> <li>・その他の法人</li> </ul>	10 点 5 点 0 点	10 点
	法人の財務状況	・法人の財務状況に問題がないこと	10～0 点	10 点
<b>2 利用料金について（配分 15 点）</b>				
	利用料金	・利用しやすい料金となっているか	15～0 点	15 点
<b>3 増床・転換予定地について（配分 5 点）</b>				
	増床・転換予定地の環境	・予定地の環境、交通の利便性等	5～0 点	5 点
<b>4 増床・転換前施設の入居者の要介護度について（配分 10 点）</b>				
	増床・転換前施設入居者の要介護度	・要介護度の高い入居者の施設定員に占める割合	10～0 点	10 点
<b>5 増床・転換計画内容について（配分 50 点）</b>				
	資金計画書	・資金計画が妥当であるか	5～0 点	5 点
	入居者の安全に配慮された構造・設備等	・入居者の安全に配慮された構造・設備等があるか（災害対策、感染症対策、防犯対策）	10～0 点	10 点
	医療的ケア等に対する取り組みの有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症のケア、重度化、看取りに対する具体的な取り組み</li> <li>・医療機関との連携状況</li> <li>・看護職員の配置状況</li> </ul>	10～0 点	10 点
	人材確保・定着支援に対する取り組みの有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な職員数を継続的に確保するための取り組み</li> <li>・質の高い人材を育成するための取り組み</li> <li>・定着率を上げるための取り組み</li> </ul>	10～0 点	10 点
	事業実施にあたって地域に開かれた運営を行うための具体的な取り組みの有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設行事への招待</li> <li>・地域行事への参加</li> <li>・近隣学校等との交流 等</li> </ul>	10～0 点	10 点
	ICT・介護ロボットの活用の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICT、介護ロボットの活用による介護サービスの質の向上</li> <li>・介護職員の身体的負担軽減 等</li> </ul>	5～0 点	5 点
<b>合 計</b>				<b>100 点</b>

## 1 法人の状況

【介護付き有料老人ホーム等の運営実績における稼働率の算出方法について】

鎌ヶ谷市内に在住する介護付き有料老人ホームの稼働率については、以下のいずれかの期間又は時点を選択のうえ算出してください。なお、複数の施設を運営している法人については、それぞれの施設ごとに選択することができます。

(1) 令和5年6月から令和6年5月までの平均で算定

「利用延日数」÷（「定員」×366）×100【小数点以下切捨て】

(2) 令和6年6月1日時点における算定

「入居者数」÷「定員」×100【小数点以下切捨て】

※複数施設の合計稼働率は、各施設で算出した「稼働率の合計」÷「施設数」【小数点以下切捨て】とします。

## 2 利用料金について

本項目については、以下の(1)～(3)に記載の表に当てはめ、項目ごとに算出した点数の合計点で算出します。

(1) 当該施設内の一人部屋における月額利用料の平均（税抜き）

区分	150,000円未満	150,001円以上 200,000円未満	200,001円以上
点数	5点	2.5点	0点

※月額利用料とは、家賃・食費・光熱水費・管理費・共益費など入居者から一律で徴収するものを指します。

※月額利用料の平均（1円未満切捨て）は、部屋ごとの月額利用料の合計を部屋数で割って算出してください。なお、生活保護受給者のみに適用する料金体系は除くものとします。

例) 料金タイプA（100,000円、5室）、料金タイプB（150,000円、10室）の場合  
(100,000円×5室) + (150,000円×10室) ÷15室=133,333円

(2) 前金払

区分	無	1円以上 5,000,000円未満	5,000,001円以上
点数	5点	2.5点	0点

※前金払とは、終身にわたって支払う家賃等の全部もしくは一部を入居時に一括支払いするものを指します。

(3) 入居一時金の有無

区分	無	有
点数	5点	0点

※入居一時金とは、事務手数料等を指します。（前払金及び敷金は除く）

### 3 入居者の要介護度

本項目は、令和6年4月1日時点における増床・転換前の居住施設の入居者の要介護度に基づき、以下の計算方法により点数（小数点第1位単位、小数点第2位を四捨五入）を算出します。

＜計算方法＞

得点数＝（要介護5の人数＋要介護4の人数×0.8＋要介護3の人数×0.6＋要介護2×0.4  
の人数＋要介護1の人数×0.2）÷施設定員数×10

### 4 その他留意事項

（1）審査の結果、以下のどちらかに該当する場合は、計画が不採択となります。

①「5 増床・転換計画」のうち、資金計画が0点の場合

②「5 増床・転換計画」の資金計画を除く点数の合計点が20点未満の場合

（2）評価点数が同点の場合は、月額利用料の低廉な事業者を優先します。

（3）複数事業者の選定条件

優先順位1位になった事業者の増床・転換希望数が募集数（60床）を下回り、募集数の残数が優先順位2位の事業者の増床・転換希望数の範囲内となった場合のみ、複数事業者を選定します。

例1）優先順位1位の事業者の希望数：40床

優先順位2位の事業者の希望数：20床

⇒2事業者を選定します。

例2）優先順位1位の事業者の希望数：40床

優先順位2位の事業者の希望数：25床

⇒優先順位1位の事業者のみ選定します。